

資料1 用語集

[A～Z]

OSDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

[あ 行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」・「し尿」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」・「家庭系くみ取りし尿」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」・「事業系くみ取りし尿」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

区市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

○あわせ産廃

小規模事業者の排出する産業廃棄物のうち、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認めたもので、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類を指定しています。

[か 行]

○拡大生産者責任 (EPR : Extended Producer Responsibility)

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用および適正処分に資するように、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。

○紙ごみ

一般的には紙製のごみのことです。新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみが主な品目ですが、品川区では、これらの品目が汚れていなければ再利用が可能なため、「ごみ」ではなく「資源」として回収しています。したがって、汚れていれば再利用には向かないため「燃やすごみ」に分類され、さらに、防水加工がされている紙コップや紙皿、洗剤や線香の箱等の匂い付きの紙も「汚れている」と同様に燃やすごみとなります。

雑がみとは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外で、再生紙の原料となる紙のことです。例えば、お菓子やティッシュの空き箱、パンフレット、チラシ、カレンダー、包装紙、コピー用紙等があります。

○個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

- ① 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）
- ② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）
- ③ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）
- ④ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）
- ⑤ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。）
- ⑥ 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）

○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがこういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

[さ 行]

○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

○最終処分

焼却処理等の中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号））

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的として平成12（2000）年6月に制定された法律です。

○収集運搬許可業者

「廃棄物処理法」に基づき、区長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用で

きないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。平成 30（2018）年6月 19 日に第4次の計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね令和 7（2025）年までに国が講ずべき施策を示しています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備とともに循環型社会の形成に向け実行ある取り組みの推進を図るものとして、平成 12（2000）年 6 月に制定された法律です。

○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

[た 行]

○中間処理

収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。具体的には廃棄物を焼却・減量（減容）化したり、再資源化できるものについて選別することをいいます。

○低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を目的とした社会像のことをいいます。

[な 行]

○生ごみ処理機

生ごみを温風乾燥や微生物分解などで減量・消滅させる機器で、堆肥化できるものもあります。区では、家庭用生ごみ処理機購入の助成を行っています。

[は 行]

○廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制および適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義や国民、事業者および地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄附することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。

○フードバンク

包装や農産物の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄附を受け、福祉施設などに提供する活動およびその活動を行う団体のことです。

○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う区市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

[ら 行]

○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用することです。再資源化ともいいます。

○リデュース（排出抑制）

ごみをなるべく出さないようにすることです。リサイクルより優先して実施することとされている取り組みです。

○リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないことです。具体的な取り組みには、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

資料2 組成調査結果

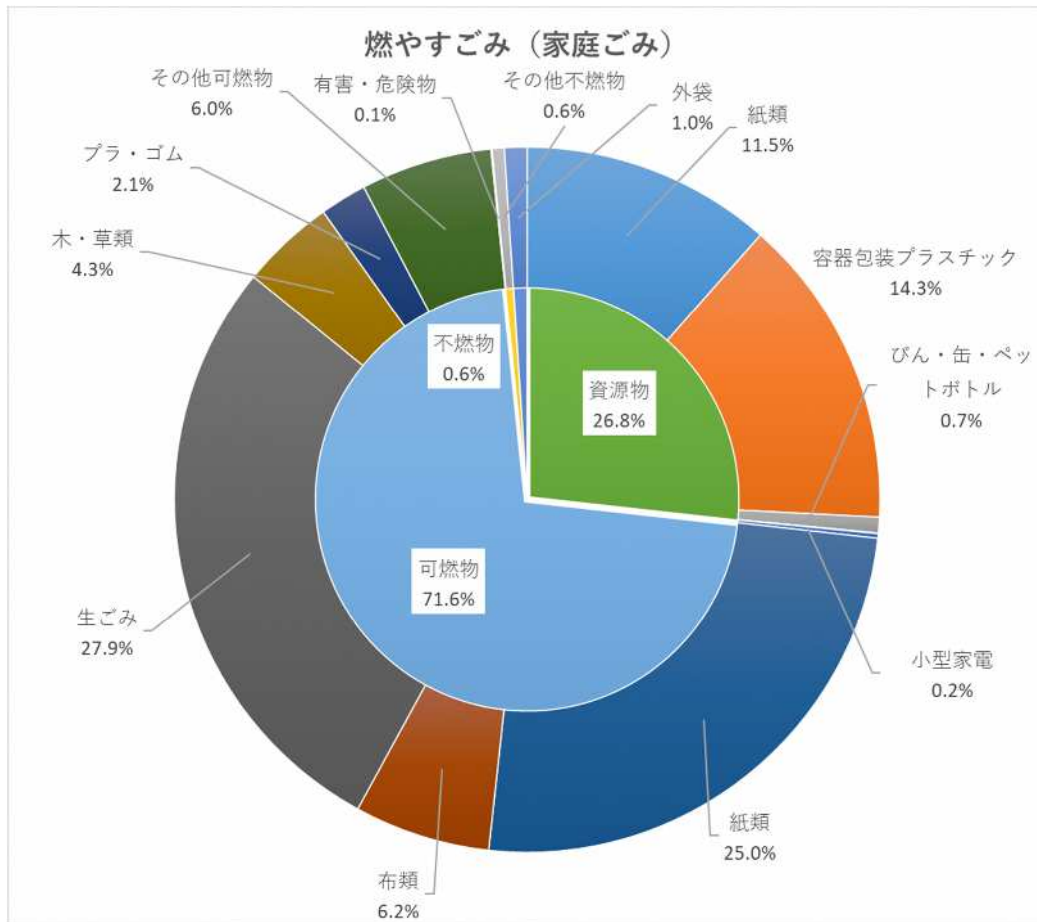
燃やすごみの組成（家庭ごみ）

・組成割合

燃やすごみの組成は、可燃物が71.6%、資源物が26.8%、不燃物が0.6%、外袋が1.0%でした。可燃物の内訳は生ごみが27.9%、紙類が25.0%、布類が6.2%、その他可燃物が6.0%などでした。

・分別不適物

燃やすごみの中に資源物が、26.8%、不燃物が0.6%、合わせて27.4%の分別不適物が混入していました。資源物の内訳は、容器包装プラスチックが14.3%、紙類が11.5%、びん・缶・ペットボトルが0.7%、小型家電が0.2%である。不燃物の内訳は、その他が0.6%、有害・危険物が0.1%でした。



（出典：令和4年度品川区一般廃棄物排出実態調査報告書）

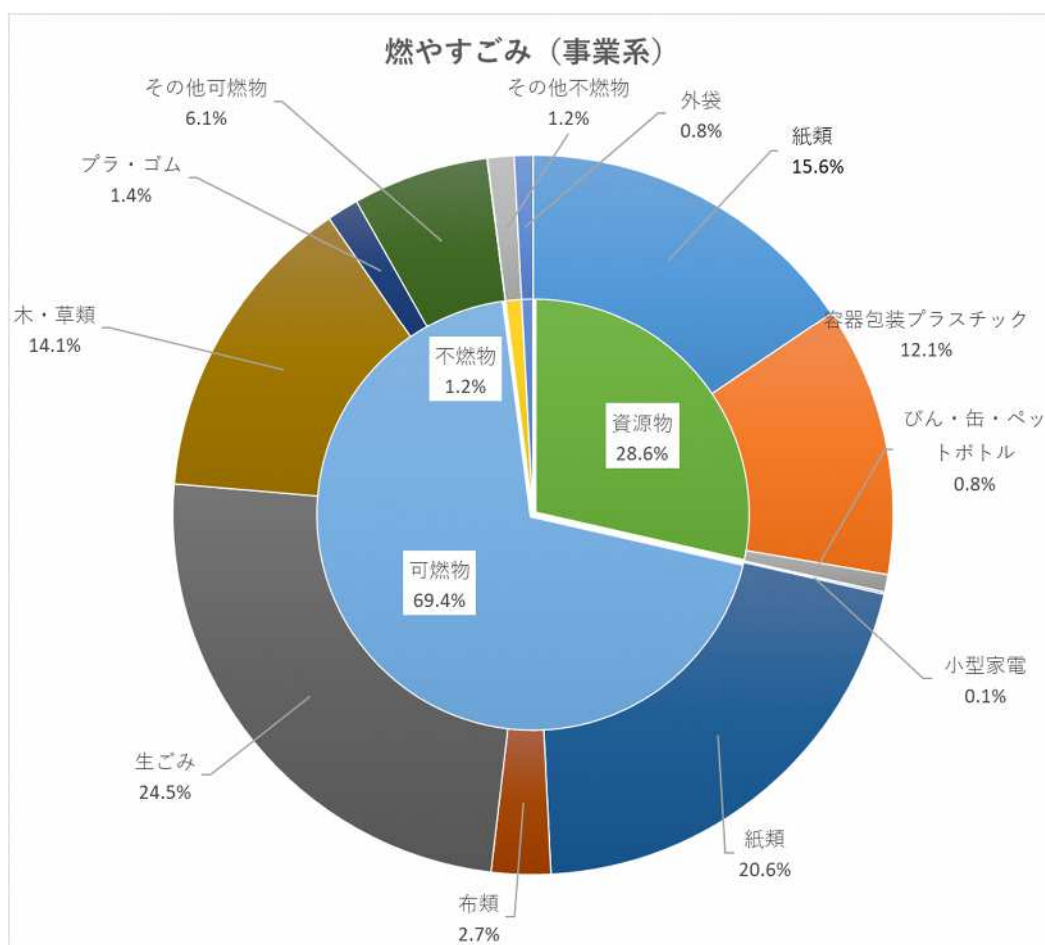
燃やすごみの組成（事業系ごみ）

・組成割合

燃やすごみの組成は、可燃物が69.4%、資源物が28.6%、不燃物が1.2%、外袋が0.8%でした。可燃物の内訳は、生ごみが24.5%、紙類が20.6%、木・草類が14.1%、その他可燃物が6.1%などでした。

・分別不適物

燃やすごみの中に資源物が、28.6%、不燃物が1.2%、合わせて29.8%の分別不適物が混入していました。資源物の内訳は、紙類が15.6%、容器包装プラスチックが12.1%、びん・缶・ペットボトルが0.8%、小型家電が0.1%でした。また、その他不燃物が1.2%でした。



（出典：令和4年度品川区一般廃棄物排出実態調査報告書）

品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）

令和5年3月発行

編集・発行 品川区清掃事務所

〒141-0032 品川区大崎 1-14-1

電話 03-3490-7705